

森林を守るための 新たな制度が始まりました

林政課木のまち推進係 ☎(63)2186

「森林経営管理制度」が
森林を守ります

国内の木材自給率は、平成29年には過去30年間で最高水準となる36・2%となり、現在の日本は、森林資源を「伐って、使って、植える」という循環の中で利用していく時代に入っています。

一方で、林業の低迷や森林所有者の世代交代等により、森林の適切な管理や、伐採後の植林が行われない事態が発生しています。また、所有者が分からなかったり、境界が不明確だったりするなどの課題を抱える森林もあります。

そうした森林を適切に管理し、林業の成長産業化を図るため、4月から「森林経営管理制度」がスタートしました。この制度では、市が森林の経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に再委託します。また、再委託できない森林や再委託に至るまでの森林は、市が管理を行います。

併せて、円滑な制度運用に向け、公共施設への地場産材の活用等による木材の利用促進や、林業経営者の育成などにも取り組めます。

森林経営管理制度の仕組み



森林所有者の皆さんへ 意向調査を実施します

市内にある森林約32,000ヘクタールのうち、経営管理計画が策定されていない人工林(約15,000ヘクタール)の所有者の皆さんに、所有する森林の今後の経営や管理の方針について、複数年かけて計画的に意向調査を行います。

令和元年度は、意向調査対象森林の抽出を行い、一部の地域をモデルとし、意向調査等を行います。翌年度から毎年計画的に意向調査を行っていく予定ですが、一定条件を満たせば意向調査を待たずに市へ経営管理を申し出ることもできます。詳しくはお問い合わせください。

知っていますか？ 森林環境譲与税

「森林環境譲与税」は、国税である「森林環境税」が市町村および都道府県に対し譲与されるものです。

「森林環境税」は市町村の森林整備の財源として、令和6年から導入される税で、国内に住所を有する個人に対して年額1,000円課税され、市町村により個人住民税均等割と併せて賦課徴収されます。

なお、東日本大震災後に創設された防災施策のための個人住民税均等割の税率引き上げ(年額1,000円)の終了に伴って課税が開始されるため、税負担の増減はありません。

▶詳しくは、林野庁のホームページ



をご覧ください。林政課へお問い合わせください。